

受動喫煙防止対策の動向について

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例 H21.3.31公布 / H22.4.1施行(第2種施設への罰則を除く) / H23.4.1全面施行

区分		本県条例公布前 (H21.3以前)	本県条例公布後 (H21.4以降)
国	健康増進法関係	H15.5 健康増進法施行により受動喫煙防止が努力義務化 H21.3 「受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会」報告書 基本的な方向性として、多数の者が利用する公共的空間は原則全面禁煙であるべきとした。	H22.2 健康局長通知「受動喫煙防止対策について」で努力義務の内容を具体化 学校や飲食店、公園など多数の人が利用する公共の場は、原則全面禁煙。全面禁煙が極めて困難な場合等は、当面、施設の態様や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めるとした。 H24.10 健康局長通知「受動喫煙防止対策の徹底について」 H22年通知で示した受動喫煙防止対策について、周知及び円滑な運用を改めて依頼。
	職場における受動喫煙防止対策	H 4.7 労働安全衛生法改正により努力義務化 H15.5 「新たな職場における喫煙対策のためのガイドライン」で煙の漏れない喫煙室の設置を推奨	H22.12 労働政策審議会建議「今後の職場における安全衛生対策について」 労働者の健康障害防止のため、事務所、工場等は全面禁煙や空間分煙の義務づけが適当とした。 H23.10 受動喫煙防止対策助成金制度等の開始 受動喫煙防止対策助成金制度：中小企業事業主に対し、喫煙室設置に係る費用を助成（助成率1/2、上限200万円）。 相談支援：事業場からの喫煙室設置等に係る技術的な問合せに対し、労働衛生コンサルタント等専門家による電話相談及び実地指導。 職場内環境測定支援：飲食店、宿泊業等の事業場に対し、デジタル粉じん計等を無料貸与し、当該測定機器を用いた職場の現状把握を支援。 H23.12 受動喫煙防止対策を義務化する労働安全衛生法改正案の提出（H24.11 審議未了により廃案） 職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務づけ。ただし、当面、飲食店や措置が困難な職場は一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務づけ。
	がん対策推進基本計画	H19.6 適切な受動喫煙防止対策の実施を目標に設定	H24.6 計画改定で受動喫煙及び喫煙率に関する数値目標を設定 H34年度までに行政機関及び医療機関は0%、家庭は3%、飲食店は15%、職場はH32年度までに受動喫煙のない職場の実現を目標とした。また、成人喫煙率をH34年度までに12%に引き下げるとした。
	健康日本21	H15.4 適切な受動喫煙防止対策の実施を目標に設定	H24.7 改正で受動喫煙及び喫煙率に関する数値目標を設定（がん対策推進基本計画と同様の目標）。
	医療費適正化基本方針		H24.9 都道府県で達成すべき目標として、たばこ対策に関する目標を初めて記載 禁煙の普及啓発施策に関する目標設定について言及。
県内市町村	路上喫煙防止	H19.12現在 路上喫煙を禁止する条例制定10市（罰則あり4市）	H25.4現在 路上喫煙を禁止する条例制定14市町（罰則あり9市）
他都道府県	兵庫県		H24.3 受動喫煙の防止等に関する条例を制定 公共的空間を有するすべての施設における受動喫煙防止のルールを定める。H25.4.1施行（罰則規定はH25.10.1）。経過措置として民間施設等に係る各種義務等の規定はH26.4.1、罰則規定はH26.10.1から適用。 H24.5 分煙設備整備事業を開始 中小企業者が行う分煙設備の整備に要する経費を助成（対象経費の1/2、上限250万円）。
	京都府		H23.12 知事が府議会で「条例制定に向けて準備を進めたい」と答弁 H24.3 受動喫煙防止憲章を策定 がん対策推進府民会議たばこ対策部会で、府民運動の推進方策及び各自の行動指針として策定。 〔主な内容〕 公共性の高い施設は建物内禁煙を実施 / 表示の推進 / 大学との連携 / 受動喫煙が及ぼす健康への影響や禁煙実施施設等の情報を広く府民に周知 / たばこをやめたいと考えている喫煙者が円滑に喫煙をやめることができるよう各主体がそれぞれの立場から支援 / 喫煙者は喫煙マナーを遵守 H24.10 受動喫煙防止憲章事業者連絡協議会を設立 憲章を踏まえ、民間事業者が自主的に対策を進めるため、府及び京都市も参加して設立し、喫煙環境の店頭表示を推進。 H25.5 受動喫煙防止の推進に関する連携協定を締結 事業者の主体的な取組として、協議会・京都市・府の三者で協定を締結し、官民が一体となって受動喫煙対策に取り組むモデル事業として、施設における対策の状況を示す「店頭表示ステッカー」の普及を推進。

区分		本県条例公布前 (H21.3以前)	本県条例公布後 (H21.4以降)
他都道府県	大阪府		H25. 2 受動喫煙の防止等に関する条例案を議会に提出 (H25.3 取り下げ) 与党からも「分煙スペースまで禁止するのはおかしい」との反発があり、取り下げ。 〔主な内容〕 学校や医療機関などは建物内禁煙を法的義務として、敷地内受動喫煙防止を努力義務 / 飲食店、宿泊施設、物品販売、サービス店舗等はガイドライン (基本指針) で全面禁煙を推進
	千葉県		H24. 2 受動喫煙防止対策検討会が、「普及啓発、健康増進法25条対象施設等での受動喫煙防止対策、施設の表示の方策を講じ、その効果を評価しつつ、条例等による規制に向かうべき」と県に報告。
	山形県		H25. 3 健康やまがた安心プランで、施策の方向「受動喫煙防止対策の推進」として「受動喫煙防止条例の制定を視野に入れた取組みを実施」と記載
	静岡県		H23.9 受動喫煙防止活動事業費補助金を開始 県内の団体 (NPO法人、企業、任意団体等) を対象に、受動喫煙防止活動 (普及啓発、人材育成、ネットワーク構築) に要する経費を助成。 H23.10 分煙アドバイザー派遣サービス事業を開始 飲食店、娯楽施設、宿泊施設、理美容店を対象に、空調設備の設計技術者が店舗の現状を確認した上で、分煙にする場合の座席配置や空調設備等を提案。
	山梨県		H24.4 受動喫煙防止対策の推進を規定したがん対策推進条例を施行 (がんの予防の推進) 第8条 県は、がんの予防に資するため、市町村、がん対策関係者及び事業者との連携を図りつつ、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。 1 (略) 2 学校、病院その他の多数の者が利用する施設における受動喫煙 (健康増進法 (平成14年法律第103号) 第25条の受動喫煙をいう。) の防止を図るための対策を推進すること。
	東京都	H 9.5 分煙化ガイドラインを策定 H16.6 受動喫煙防止ガイドラインに改定	H23.10 受動喫煙防止ガイドラインを一部改正 〔内容〕 公共の場所における受動喫煙防止対策は、原則禁煙とすべき。 施設の種類、態様や利用者のニーズ等に応じて、喫煙可能区域を設定する際は、厚労省の「分煙効果判定基準策定検討会報告書」を踏まえ、適切な受動喫煙対策を行う。
他縣市町村	千葉県流山市		H23.12 受動喫煙防止条例案が否決 「改修費など経営者の負担が大きい」といった慎重論が根強かった。
公共交通機関	鉄道	H15.5 関東民鉄10社が駅構内全面禁煙化 H19.3 J R 東日本の新幹線が全面禁煙化 H21.3 J R 東海が在来線全駅ホームを全面禁煙化 (新幹線ホームの喫煙所は残る)。	H21. 4 J R 東日本が東京駅から概ね30～50キロ圏内の駅を禁煙化 H21.10 J R 東日本が東京駅から概ね70キロ圏内及び神奈川県内全駅を禁煙化 H23. 6 J R 東日本が駅の全面禁煙区域を更に拡大 (北関東エリアの拡大) H25. 2 J R 東海が25年度末までに新幹線各駅に喫煙室を設置し、ホーム喫煙コーナーの廃止を発表
	タクシー	H19.7 神奈川県タクシー協会及び神奈川県個人タクシー協会所属の全車禁煙化	H23.7 全都道府県の法人タクシーが全車禁煙化
飲食チェーン店等			H22.3 マクドナルド及びロイヤルホストが県内全店を禁煙化 H22.4 重慶飯店グループのローズホテルが改装を機に禁煙ルーム倍増、宴会場を禁煙化 H25.7現在 条例協力店は吉野家、松屋、COCO壱番屋など434店舗